

十七 国語の表音符号と仮名遣

(昭和十五年十二月)

橋本進吉

『国語と国文学』(昭和十五年十二月号)に発表されたもので、音声を表すための表音符号の必要を述べ、更に表音符号と仮名遣いとの本質的な相違について説明したものである。橋本進吉(一八八二〜一九四五)は国語学者で、東京帝国大学教授。

一 言語と文字

言語と文字とを明瞭に区別し、言語を文字から離してその本質を明らかにするやうになつたのは、寧ろ近代の事であつて、それまではカの音といふべきをカの仮名と言ひ、助辞を助字と呼ぶやうな、言語そのものと文字との混同は、その道の学者にも屢見る所であり、常人の間では今日も猶両者の差別について明瞭な意識をもつてゐないものが少くない。かやうな事は我が国に限つた事ではなく西洋に於ても同様であつたが、前世紀の後半にいたり、獨逸に起つた所謂「少壮文法学者」ユンクグラムマティケルの一派に於て、言語の本質は音声に意味の結合したものであるとし、文字に書いた言語よりも口に話す言語を重んじ、

これにこそ言語の真生命が宿るとの主張の下に、言語を文字から嚴重に区別して、文字にとらはれる事なく、言語や音声を研究するに至つたのである。

かやうな言語観が明治時代に新たに興つた国語学に採り入れられて、今日までもまだ力を失はないのであつて、その結果として、従来専ら文語を対象とした国語の学問が、口語や俗語や方言もその対象とするやうになり、文字に煩はされて徹底を欠き、時には誤謬に陥る事を免れなかつた国語音声の考察が、直接に音声そのものを観察してよくその真相を明かにするに至つたのであつて、その国語の科学的研究の上に齎した効果は顕著なるものがある。併しながら、音声と意味とを以て言語の本質とする考や、口に話す言語こそ真生命を有するものであるとする説は必ずしも不当でないとしても、動もすれば文字を軽視し言語の上に有する文字の機能や、文字に書いた言語の特質や勢力を看過し又は過小視せしめる弊を生じ易い。これ等の諸点に対する正当な認識なくしては、過去及び現在の国語の事象に対して正当なる解明を施す事も、今後の国語教育や国語問題に対して適切なる対策を樹てる事も到底不可能である。實際、文字が我が国民の生活の上に如何なる価値を有し如何なる役目を果たすかを明かにするのは、我我国語学者に課せられた重大なる課題の一つである。

私は今かやうな重大なる問題について全面的に述べようと

する意志もなく又暇もない。唯、こゝでは音声と文字とは區別して考ふべきものであり、仮名は単なる音声の代表でないとする立場から、音声を表すべき表音符制定の必要とその方法を論じ、且つ表音符と仮名遣との本質的差異を明らかにしたいと思ふ。

二 音声言語と文字言語

現代の国語(即ち日本語)は、その表現手段の上から二種に分つことが出来る。

(一) 専ら音声を以て表現手段とするもの。即ち、耳に訴へる言語であり、言ひ聞く言語である。又口から耳への言語といつてもよい。——音声言語

(二) 文字を以て表現手段とするもの。即ち、目に訴へる言語であり、読み書く言語である。——文字言語

(一)は「はなし言葉」「談話語」「口頭語」などとも呼ばれる。「口語」といつてもよいが「口語文」はこの中に含まないから誤解を避ける為「音声言語」といつておく。(二)は「もじ言葉」「記録語」などの名もあるが「文字言語」と呼んでおく。「文語」といつてもよいが「口語文」をも含む故、避けた方がよからう。

音声言語は専ら音声による言語である。といふのは文字言語にも音声があるからである。文字言語の音声は、文字の「よ

み」といはれるものであつて黙読する時は他人にはわからないうが音読する時は明かに耳に聞える音声となつてあらはれる。それ故、音声言語は音声と意味とが聯合したものである。文字言語は文字と音声と意味とが聯合したものである。かやうに考へれば、音声は文字を表現手段としない言語、文字言語は文字を表現手段とする言語といつてもよい。

以上は現代の国語についてであるが、過去に溯つて考へると、音声言語は勿論日本語の起つた最初から存在し、今日まで伝はつてゐるのであるが、文字言語は漢字が我国に伝はつてから出来たもので、漢文の和訳即ち訓読からはじまり、漢字を以て日本語を写すやうになつて完全に日本の文字言語となり、平安朝以後、平仮名片仮名が出来て、漢字のみで書くものの外に漢字仮名まじり文及び仮名文も出来た。これ等の文字言語は、言語として見る時は、最初から幾分音声言語と違つた点があるものもあつたであらうが、その相違は著しくなく、その後も平安朝の頃までは音声言語の変遷と共に変遷して、両者の間にあまり甚しい差異がなかつた。然るに鎌倉時代以後音声言語は徐々に変化したに拘らず、文字言語は大體平安朝時代の特色を失はなかつた為、遂に談話の時に用ゐる音声言語と、文書や書籍を書く時に用ゐる文字言語との間に大なる差異を生ずるにいたつたのである。これが現代の所謂口語と文語との源流である。明治以後、従来の文語

文の外に新に文字言語の基礎として口語系統の言語が取り上げられて口語文が出来、ここに二種の文字言語が存することになったのである。

江戸時代までは、言語の教育としては専ら文字言語の教育のみであつた。それには読む事と書く事との二つの方向があるが、とにかく、文字の教育が大切とせられて之に主力を注ぐこととなつてゐたのであつて、その余勢は今日に及び、専ら耳に訴へる音声言語の教育は屢その必要を唱へられたにも拘らず、実際に於ては寧ろ閑却せられたのである。

然るに一方明治時代になつて、殊に日清戦争の後、国家意識が高揚せられた時にあたつて、標準語の必要が上田萬年先生を始め識者によつて主張せらるるに至つた。これは、全国に通ずる音声言語であつて、全国の人々が互に出会ひ又は一堂に会する場合に、自由に意志を通ずる手段たるべきもので、音声言語としての日本語がこれまで多くの方言に分裂してゐたので、全国共通の統一的言語が要求せられるにいたつたのである。

それでは以前は標準語のやうな全国共通の言語は無かつたかといふにさうではない。極古い時代は別として、平安朝以来の京都の言語も、正しい言語と認められてゐたにしても全国どこでも通用したのではなく、江戸時代の江戸語も又同様であつたのであつて、音声言語としての標準語又は共通語は

無かつたのであるけれども、それでも全国共通の言語はあつたのである。それは即ち文語である。文語は全国一樣であつて地方的差違はない。さうしてこれは文字言語であるから、文字を解する事が出来るものであれば、どの地の人々でも解し得る性質のものである。そのよみ方は、たとひ同一でないにしても文字さへ同じであれば意味は理解し得るからである。

かやうに異郷の人々の間に意志を通ずる手段としての文字言語に大切なのは、文字の形及びその正しい用法のみである。たとひ文字のよみ方はきまつてゐるにしても、違つた地方の人々が實際に之を読む場合に於てあり得べき音声の相違は問題にする必要は無い。それ故、文字言語に於ては、文字上の統一は期し得られても、音の上の統一は期する事は出来ない。然るに、標準語になると、音声の唯一の表現手段とするものであるから、音声が甚重要なものとなる。もし音声の差が大であれば、言ふ事が相手に理解せられぬか、誤解せられるか、又は少くともをかしく感ぜられる。それ故、標準語としては、その発音を正しくする事が最も大切な事となるのである。

又標準語は違つた方言を話す人々の間に用ゐられるものである故、方言の音の影響を受け易く、その音の全国的統一を保つには異常な努力を捧げなければならない。

三 表音符号

標準語は、前述の如く、方言が土地によつて異なる言語であるに對して、全国一樣に行はるべき共通の音声言語であり、さういふ意味に於て國語を代表する言語である。さうして、あらゆる國民をして正しい標準語を自由に使用し得られるやうにするのが、學校に於ける國語教育の最も重要な目的の一つである。さうして標準語としてはその音声が極めて大切なものである事上述の通りであるとすれば、標準語としての正しい音を教へる事が國語教育の重要な任務の一つである事はいふまでもない。

音声は耳に聞き口に発するものである。之を教へるには正しい音を耳に聞かせて覚えさせる外なく、その為には教師が口づから正しい音を発して幾度も聞かせて之を記憶せしむべきであるが、猶その外にレコードやラヂオなども利用すべきである。實際、発音教授は、正しくは現実に耳に聞える音声によるより外に方法は無いのであるが、音声は、その性質上、その時限りのものである故、その補助として表音符號を用ゐる事も亦甚有益である。これは、又音音符號とも發音符號とも表音記號とも呼ばれ、音楽教授に樂譜を用ゐると同様に、言語の音声をその單位に分解して之を目に見え何時までも残る形に代表せしめて示すもので、音としての言語の構造を明かにすると共に、種々の語に於ける個々の音の異同を明かにし、又、未知の語の發音を知らせる為に有益であつて便

利な手段であり、我國の英語教授に於ては既に採用せられて一般にその効果を認められてゐる方法である。

以上のやうな國語教育の見地からばかりでなく、國語の學問的研究の上から見ても、音声はその性質上、目に見える記號の如きものとは別の世界に屬するもので、その研究は独自の方法によるべきであるが、既にその性質が明かになつた以上は、之を目に見得べき符號で代表せしめれば、國語音声の理解並に取扱に多大の便益を得る事は、音楽の研究に樂譜が有用であるのと同様である。

四 國語に適した表音符號

右のやうな目的の為に用ゐる表音符號は、國語の音を正しく代表するものでなければならぬ。即ち、同一の音はいつても同一の符號で、異つた音はいつても異つた符號で表はし、少しも曖昧な點が無いものでなければならぬ。

表音符號を用ゐて言語の音を表はすには、言語の音を單位に分解して、その一つ一つを一つ一つの符號で書くのが常例となつてゐる。或一定の言語を組立ててゐる音の單位は、比較的少數のものから成立つてゐるもので、その各の單位を示す一々の符號をきめてさへおけば、比較的少數の符號で、その言語にあらはれるあらゆる音の形を表はす事が出来るからである。

言語の音を單位に分解する場合には、標準のとり方によつ

て、大きくも小さくも分けられる。稍大きくわければ音節になり、之を更に小さくわければ単音になる。音節は単音から成立つものであるから、個々の単音を一つ一つの符号で表せば、音節は個々の単音に分解せられて自然に表はされる事となる。

単音を表はす表音符号としては単音文字である羅馬字を利用することが出来るが、羅馬字に改良を加へて、世界のあらゆる言語の音を標記する事を目的とする「インターナショナルフォネティックアルファベット」が音声学者の協議によつて制定せられ、各国の音声学者や言語学者が之を用ゐてゐるのみならず、我国でも現に英語教授に之を用ゐてゐるのであるから、我が国語にも之を採用して、国語の音声を単音に分解して標記すれば、十分にその音声を表はす事が出来る。もし国語の単音で、従来の国際音声文字では標記出来ないものがあるとするれば、新に作つて加へればよい(これは右の音声文字を制定した時、原則として許された事である)。

かやうに国語の音声は、単音に分解して表音符号で示せば示せるのであるが、しかし、さうする事が果して日本語の本性に適したものであるかどうかは考へなければならぬ問題である。普通の日本人が、日本語を音として分解する場合に、誰でもが到達し得る最小の単位は、単音でなくして音節である。更に之を分解して単音にまで到達する事は専門の学

者以外には困難である。我が国語に於ては、一つ一つ同じ長さを有し、同じ時間を占めると考へられる音が発音の基準をなしてゐるのであつて、自分が発音する場合にも、かやうな音をいくつか連続して発音するものと考へ、又他人の発音を聞く場合にも、かやうな音の連続として聞くのである。この事は、我国の韻文の形式が、かやうなもの一定数から成立つてゐる事からも、又、我国で出来た表音文字たる仮名が、かやうなもの一つ一つに相当する事からも明かに知られるのである。これが即ち我国で音節といはれてゐるものである。

實際、右のやうな音単位は、更に単音に分解出来るのであつて、例へばアナ(二音節)は ana(三音音)に、アンナ(三音節)は anna(四音音)に分解せられ、「アナ」の「ナ」の最初の単音 n とアンナの「ン」の n とは同じ単音であるが、我々はかやうな事を意識せず、ナとンとは全然別な音だと思つて居る。又ナマは nama であり、アマは ama であつて、両者の相違は単音としては n の有無だけであるが、我々はさうは考へずナとアとは全く別の音だと考へてゐる。又、アンナ(anna)アンマリ(annari)サンガイ(sangai)の n は、単音としては、それぐ m n r であつて、各違つた音であるのに、我々は皆同じ音だと思つてゐる。さうして、ンの場合の如きは、時として、その単音としての音の相違は決して意味

の相違を示してゐない事は、「本の」(ホンノ——honno)「本も」(ホンモ——hommo)「本が」(ホンガ——honnga)の例に於て、ホンのンがそれ／＼違つた音であるにかゝはらず、「ホン」は何れの場合にも「本」の意味を有する事によつても明かである。

以上のやうに、違つた音節の中にも同じ単音があり、同じ音節の中にも違つた単音がある事は事実であるけれども、我々は之を自覚せず、殊に「ン」の如き、之を場合によつて夫々別の音とする事は、我々の言語意識に背く事となるのである。さすれば、日本語は単音まで分解せず、音節を基本単位とみるのが我々の言語意識に忠実なものといふべきである。従つて、表音符号も、一々の音節を表はすものを用ゐるのが適当であらうと思はれる。

音節を示す為の表音符号は、単音を示すものに比して多くの違つた符号を必要とする事は事実であるが、しかし日本語は音節の構造が甚簡單であつて、英語は勿論、支那語に比べても音節の種類はよほど少いから、さほど多くの符号を要しない。のみならず同じ語を音節符号を以て写す場合と、単音符号を以て写す場合とを比べて見るに前者が後者よりも遙に少数で事足りる事は、同じ語を仮名で書く場合と羅馬字で書く場合とを比べて見ても明かであるからして、この点は音節符号の方がよほど便利である。かやうに日本語の場合は音節

符号を用ゐても実用上の不便は無いものと思はれる。(英語のやうに音節の種類が甚多い言語に於ては、音節符号を用ゐては到底煩に堪へないであらう)

右に述べた如く、日本語の表音符号としては、単音でなく音節を表はす符号が適當であるとするならば、仮名を利用するのが最便利であらうと考へられる。仮名はもと／＼表音文字として、即ち日本語を音によつて表はす文字として作られたものであり、そして原則としてその一つが一つの音節に當るからである。

仮名には平仮名と片仮名と二種類あるが、表音符号に用ゐるには片仮名の方が適當である。片仮名は元來、漢字の傍に附け、漢字と共に用ゐるものとして発生したのであつて、独立してそれだけで日本語を書き記すものとして発達した平仮名とは性質を異にし、その形も独立性に乏しく、むしろ符号的である。さうして、古くから漢字の読み方即ち文字の発音を示す為に用ゐられる事多く、仮名遣の乱れたものも平仮名で書いたものよりも片仮名で書いたものの方に一層多く見える事も、平仮名よりも一層表音的に實際の音を表はした事を思はせる。さうして、かやうな性質は後世に至るも失はれず、談話中の特別な発音や語調を示す為に(「いッそ」「ヤンわり」「いやだワ」など)、又外国語を示す為に、平仮名の文中に片仮名を交へ用ゐたなども、片仮名が實際の発音を示す傾向の

強かつた事を示すものである。かやうな点から見て、表音符
号として用ゐるには、平仮名よりも片仮名の方が数等優れて
ゐると考へられる。

もつとも、片仮名とても仮名であつて、今日まで日本語を
書く文字として一般世間に認められて来たものであり、随つ
てその用ゐ方も仮名遣のきまりに従ふべきものと考へられ来
つたのであるから、之を今新に表音符号として用ゐ、従来の
用法に拘る事なく、純粹に国語の音を代表するものとして、
発音のままに同じ音(我々が同じ音と意識する音)はいかなる
場合でも同じ字で書き、違つた音はいつも違つた文字で書く
こととすれば、従来の正しい書き方と考へられたものとの間
に相違を生じて、或は奇異の感を起させ、或は之を仮名とし
ての正しい書き方と誤解せしめる虞は無いでもないが、しか
し、これは、国語の音声を如実に示す為に、音声の代りに片
仮名を用ゐたものであつて、之を普通の仮名として用ゐたも
のでない事をさへ了解すれば解消すべき問題である。(表音
符号として用ゐた場合と普通の仮名として用ゐた場合とを混
同するのを防ぐ為には、表音符号の場合には特別の書体を用
ゐるとか、又は「」のやうな括弧の中に入れるとかして之を
區別する方法はあるであらう)

片仮名を表音符号として用ゐようとするに當つて、之を如
何に用ゐればよいかについては、今日までまだ一般にきまつ

た方式はない。只一二の人々の試みたものがあるばかりであ
る(神保格常深千里両氏の国語発音アクセント辞典に於ける
が如きその一例である)。外国の地名人名等の書き方も、音
を示すといふ点では之に近いものであるが、これは外国語で
ある上に、その書き方も一般的にきまつてゐるとはいはれな
い。結局今日に於ては、仮名を表音符号として用ゐる時のき
まりとして一般的に行はれてゐるものは無いのである。しか
も、標準語の教育は、現今、国の内外共に緊急の要事であ
り、標準語の教育には正しい発音を教へる事が大切であつ
て、その為には表音符号を用ゐる事が有効適切なる手段であ
るとすれば、適當なる表音符号を制定する事は、この際極め
て緊要なる事であるといはなければならぬ。

五 表音符号と仮名遣

今日世に広く用ゐられてゐる国語辞書の中に、発音引のも
のが少くないが、それ等の辞書に於ては見出しの語を仮名書
きにして国語調査委員会で決定した仮名遣案の法式に従つて
書いてゐるものが多い。発音引といつても、音はそのまゝ直
接に辞書の中に示す事が出来ない故、これ等の辞書は之を仮
名で代表せしめて語の音を示してゐるのであり、その音を示
す方法として所謂表音的仮名遣の一種なる国語調査会の仮名
遣案の書き方を利用してゐるのであつて、畢竟、仮名遣とし
ての法式を表音符号に流用したものである。これを見て、表

音符号は新に定める必要なく、表音的仮名遣を用ゐればよいと考へるものがあるかも知れない。然るに仮名遣といふものは、いかなる種類のものでも、表音符号とは全く性質を異にし、その目的を異にし、全然別な理念から生れたものである。

仮名遣は仮名で国語を書く時の正しい書き方としての社会的のきまりである。即ち、それは、文字言語に於ける文字の上のきまりであつて、文字と関係の無い音声言語とは無関係のものである。

仮名は初めて出来た時代に於ては、国語の音を忠実に表はしたであらうが、その後、国語の音が変化したにもかゝらず、仮名は文字の有する固定性の故に、音の変化に伴はず、容易にもとの書き方を改めなかつた為に、仮名と音との間に差異を生じて、同じ仮名は必ずしも同じ音を表はさず、違った仮名は必ずしも違った音をあらはさなくなつたのである。かなれば、仮名は音を表はすものとしては乱雑できまりの無いものとなつたのであるが、かやうな状態に立到つた時に、仮名で言語を書く時の書き方を統一すべき基準として仮名遣の規定が立てられたのである。

かやうに仮名遣は、仮名を用ゐる文字言語に於て、文字にあらはれた言語の形を一定する為のきまりである。然るに従来の仮名遣に於ては、同じイの音を或語では「い」と書き或語

では「ゐ」と書き或語では「ひ」と書き、又音としては明瞭に區別せられてゐるワの音とハの音を同じ「は」の字で書く場合があつて、一定のきまりが無いやうである。しかしこれは音を標準にして見たからであつて、もし語を標準にして見れば、一々の語は必ず一定の書き方があるのであつて、同じタイといふ音でも「隊」といふ語ならば必ず「たい」と書き、「鯛」といふ語ならば必ず「たひ」と書くときまつてをり、それによつて同じ語は常に一定の仮名で表はされ、随つて、音は同一であつても意味の違った語を仮名の違ひによつて區別する場合も少くない（「折る」と「下る」とを「をる」と「おる」とで區別し、「泡」と「粟」とを「あわ」と「あは」とで區別するなど）。

全体、言語は意志を交換し思想を伝達する為のものであるから、その目的とする所は意味に在つて、音声や文字に無い。勿論音声や文字は大切ではあるが、それは意味を示す為の手段として大切なのであるから、文字言語としては、その文字の形によつて意味が明瞭に了解せられればよいのである。その為には、同じ語は何時も同じ文字であらはれるのが理想的である。仮名遣は、かやうな理念の下に起つた、文字言語に於ける仮名の用法上のきまりであつて、同じ語は誰が書いても同じ字で書くやうにさせる事を目標としたものである。たとひ實際に於ては十分厳格に守られない事があるとしても、仮名遣は少くとも右のやうな事を目的として、そのき

まりを、言語を文字に書く時の正式な書き方として、社会一般に行はうとするものである。

かやうな事は単に我国にのみある事ではない。西洋諸国の如き、表音文字を用ゐてゐるものに於ても同様であつて、文字に書いた言語の形は、之を實際の言語の音と比較してみると、一致しない所や、不足な所や、又過剰な所などあつて、必ずしも文字は音を忠実には表はさないが、しかし、同じ語を書く文字の形は常に一定して何時もかはらないのが常である。

右のように、文字に書いた形が實際の言語の音と一致しないのは不都合であり、不便ではないかといふ非難もあり得べきであらう。なるほど我々が全く知らない語にはじめて出会つた場合にその発音(即ち読み方)がわからないで当惑するのは事実である。しかしながら、元來文字は、知らない言語を教へる為のものではなく、知つてゐる言語を想ひ出させる為のものである。さうして言語の音の形は、我々の脳中に、或意味を示し或意味に伴ふ一つづきの音として記憶せられてゐるのが常であるから、文字言語に於ける文字の形が、何等かの手懸で、その意味に伴ふ音の形を想ひ起させる事が出来れば、我々は之をたよりとしてその意味を理解し得るのであつて、必ずしも一一の文字が正確にその一つづきの音の一つ一つの部分を示さなくともよいのである。もし読み方のわからない語に出会つたならば、人に尋ねるか、何かで調べるべき

であつて、勝手に読むべきものではない。

要するに、仮名遣は文字言語に於けるきまりであり、言語を文字に書く時の基準であつて、この基準にしたがへば同一の音は必ずしも常に同じ文字によつて表はされないけれども、同じ語はいつも同じ文字によつてあらはされる。

以上仮名遣の性質について述べたのは、主として今日一般に行はれてゐる所謂歴史的仮名遣を対象としたものであるが、かやうな仮名の性質は所謂表音的仮名遣に於ても亦同様である。これは、国語を文字に書く時の正しい書き方として、従来の所謂歴史的仮名遣に代つて社会一般に行はうとするものであるから、勿論文字言語に属するもので、文字言語の書き方の改革を目的とするものである。さうして、これは仮名を現代国語の発音に近づけようとするものであるから、文字と音との不一致は歴史的仮名遣に比しては少いけれども、それでも精密に国語の音と合致するものではない。

表音的仮名遣にも種々の方式のものがあるが、明治三十八年国語調査委員会で議決したものは、(一)拗音を表はす為の「や」「ゆ」「よ」及び促音を表はす「つ」を小書しない事にした為に、次の如く、明瞭に発音上区別のあるものと同じ仮名の形で書き、文字の上からは之を区別する事が出来ない。

「視野」と「紗」(共に「しや」) 「千代」と「著」(共に「ちよ」)
「石屋」と「医者」(共に「いしや」) 「玩具」と「御餅屋」

「おもちや」「利用」と「量」「りよう」「費用」と「表」
 「ひよう」「器用」と「京」「きよう」「私欲」と「職」
 「しよく」「私用」と「賞」「しよう」「美容」と「鋌」
 「びよう」「嘗て」と「勝手」「かつて」「臯月」と「先」
 「さつき」

(二)長音に「う」「い」を用ゐた為に、音を異にする左の諸語を区別出来ない。

「小牛」と「孔子」(共に「こうし」)「夜討」と「用地」(共に「ようち」)「問ふ」と「十」(とう)「小売」と「行李」(「こうり」)「牡牛」と「聾者」(おうし)「絵入」と「營利」(えいり)「目色」と「迷路」(めいろ)「毛色」と「経路」(けいろ)

随つて「のうさぎ」(野兎)をノーサギと発音し、「しろろり」(白瓜)をシローリと発音し、「ものうい」(慵い)をモノイと発音する事を防ぐ事が出来ない。

大正十三年臨時国語調査会所定の仮名遣案では、拗音を表はす為の「や」「ゆ」「よ」及び促音の「つ」は原則として之を小書する事に改めたから(一)の諸語は明に之を区別する事が出来るが(「視野」は「しゃ」「紗」は「しゃ」)、(二)の類のものは前のままである為、これ等の諸語に於ける音の相違は依然として仮名の上に表はすことが出来ない。しかのみならず、明治三十八年の国語調査会案では助詞の「は」「へ」を「も」発音のままに

「わ」「え」「お」と書く事になつてゐたのを、同案では「は」「へ」「を」と書く事とし、又「ぢ」「づ」はすべて発音の通りに「じ」「ず」と書いたのを、左の如き場合に限つて「ぢ」「づ」と書く事に改めたのである。

一、二語の連合によつて生じたヂヅ。「はなぢ」(鼻血)「みかづき」(三日月)

二、同音連呼によつて生じたヂヅ。「ちぢみ」(縮)「つづみ」(鼓)

三、連声による濁音。「ざるぢえ」(猿智恵)「れんぢゆう」(連中)「はぢゃや」(葉茶屋)「ゆうづう」(融通)

四、呉音によつて濁る「地」治。「ぢぬし」(地主)「せいぢ」(政治)

その結果として、同じオの音の場合によつて「お」とも「を」とも書き、同じジズの音の場合によつて「じ」「ず」とも「ぢ」「づ」とも書くと共に、ハの音を表はす「は」の仮名が時としてワの音をも表はす事となつて、文字の異同は必ずしも音の異同を表はさないのである。この臨時国語調査会所定の仮名遣を多くの発音引国語辞書の類に於て表音符号として利用するに當つて、かやうな点に修正を加へざるを得なかつたのも当然の事であつて、これ即ち、この表音的仮名遣の方式が、音を明瞭に示す表音符号としては不完全な点がある事を証明するものである。(発音引国語辞書に於ては右の仮名遣の方式

に修正を加へてゐるけれども、前掲(二)の方式はそのまま用ゐて、音の相違を区別する為の工夫はまだなされてゐない。しかしながら、かやうな事は、仮名遣としてはその本質上避け難い事であつて、仮名遣が、言語を文字に書く場合のきまりとして国民一般に遵守せらるべき性質のものである以上、国語の音声に忠実なる余り、これまで世間一般に行はれた文字言語上の慣習と著しい違ひがあつて奇異の感を生ぜしめ、或はあまりに煩雜であつて書写に不便を感じしめるものであるならば、実施不可能に陥る処がある故、かやうな妥協策をとるのも亦止むを得ない事である。

右の如く、表音的仮名遣に於てさへ、その仮名は必ずしも正確に国語の音を表示しないのであつて、しかも仮名遣としてはそれで少しも差支ない。それは、畢竟、仮名遣の本性に基づくものであつて、表音的仮名遣に於て、実際の音の通りに仮名を用ゐるのは、必ずしも音を写すのが窮極の目的でなく、同一の語の音の形はいつも一定したものであるから、これを或きまつた法式によつて仮名に写せば、その仮名の形はいつも一定したものとなる故、かやうな方法によつて、各語の仮名の形を常に同一ならしめて、文字言語に於ける言語の形の統一を保たしめ、言語の意味の理解を容易ならしめようとするのである。

之に反して、表音符号は、純粹に国語の音を示す必要ある

場合に用ゐるものである。たとひ之に仮名を用ゐるとしても、それは仮名遣の如く文字言語に於ける、語を表示する一定の形として之を用ゐるのではなく、国語の音声の形を目に見える符号に代置してその発音を示し、且つ国語がいかなる音単位から成立つか、個々の語の形がいかなる音単位から組立てられてゐるか、又文字が如何なる音を表はすかを明かにするものである。

前にも述べたやうに、元來文字は知らない言語を教へる為のものではなく、既に知つてゐる言語を想ひ起さしめる為のものである。言語を文字に書いたもの即ち文字言語は、その言語を知つてゐるものをして、文字によつて言語を想ひ起さしめ、その意味する所を理解せしめるのを目的とするものである。それ故、表音文字を用ゐた場合でも、一々の文字が必ずしも忠実に一々の音声を写さずとも、一々の語を表はす文字の形が一定してその意味を憶ひ起さしめ得れば十分目的を達したものである。然るに、音声言語は音声を唯一の表現手段とするものである故に、之を全然未知のものに教へる場合にも、その音声は實際耳に聞える音声による外方法が無いにしても、表音符号を用ゐて音声を目に見える形に代置して示す事は実際上有益であつて効果多い方法である事既に述べた通りであり、又、語の音声はわかつてもその意味がわからない場合には、音声をたよりにして意味をもとめるの外なく、その

場合には、音声の代りになる表音符号があれば、それにたよつて(発音引辞書の如きものによつて)目的を達する事が出来る。又文字言語に在つても、文字の形は必ずしも眞の発音を示さない故、その正しい読み方(即ちその文字の表はす語の正しい音)を表音符号で示すならば、読み方を知らないもの之を正しく読む事が出来るのである。

又学問的研究に於ても、純粹の音声は、性質上瞬間的のものであり把握しにくいものである故、之を永続性ある表音符号を以て代表せしめれば、種々の音の区別や音結合体の構造を明かに示し得るなど、取扱上多くの便宜が得られる。殊に論文などに記述するには、かやうな符号によらないでは音声は到底示すことは出来ない。

要するに、仮名遣と表音符号とは、その性質を異にし、その目的を異にするものであつて、仮名遣は、文字に書いた言語の形の統一を目的とし、言語を仮名で書く時のきまりとして、一般国民の守るべき規定であり、表音符号は国語の音声を表する符号であつて、国語の研究及び教育に於て音声を取扱ふ場合に用立つものである。前者は専ら文字言語に属し、音声言語とは関係なきものであるに對して、後者は音声言語のみならず文字言語にも関するものである。

六 表音符号の制定について

国語の音声を代表すべき表音符号を新に制定するに當つて

問題となるべき諸点について考へて見たい。国語の音声といふ中には標準語ばかりでなく諸方言の音声をも含むべきは言ふまでもないが、今は標準語に限る事としたい。

(一) 長音符号 これまで提出された書き方としては、

(1) ーを付けるもの、

(2) オコソト又はウクスツなどの下にウを付け、エケセ

テ等の下にイを付けるもの(オウ・コウ・ソウ・トウ、ウウ・クウ・スウ・ツウ、エイ・ケイ・セイ・テイなど)

(3) 上の音と同じ母音の仮名を附るもの(オオ・コオ・

ソオ・トオ、ウウ・クウ・スウ・ツウ、エエ・ケエ・セエ・テエなど)などがある。

(二) 促音符号 ツを小さく書くのが普通に行はれてゐる。しかし小さく書き又は印刷するのは實際上不便な点もある。

(三) 拗音符号 ヤ行の文字を小さく書くのが普通である

(キャ・シャ・チュ・シュ・キョ・リョなど)。しかしこれも小さく書く事は實際上の不便がある。

(四) 語頭の撥音の符号 「馬」「梅」などの最初の音の東京又は京都に於ける発音はウマ・ウメの如きウではなく、アンマ・ニケンメのンの音と同一である。これを仮に語頭の撥音と呼んでおく。これを表はすに

は、これまでまだきまつた方式はない。

(五) ガ行鼻音の符号 東京語に於けるガ行音は、語頭以外では多くは鼻音化した音、即ちリに母音の附いた音であるが、之を表はすにはカ行の仮名に。を加へたもの又は、をを加へたものなどを用ゐてゐる。

(六) 母音の無声化したものの符号 東京語に於て、キシチヒ又はクスツウの音がカ行サ行タ行の諸音の前にある時、その母音が響を失つて無声化する(キク・シカ・クサイなど)。之をあらはす符号は、まだきまつてゐない。

重なるものは大体以上の諸点であらうと思はれるが、これ等を如何なる符号で表はすのが適當であるかが問題となる。しかし、こゝに、もつと根本的問題としては、いかなる音を標準的の音と認めるかといふ問題である。右に掲げたのは、東京語に於ける発音を標準としたものであるが、大体東京語式の言語を標準語として認めるとしても、東京語に於ける右のやうな諸点をすべて標準的のものと認めるかどうかにか就いては必ず議論があらう。語頭の撥音や、ガ行鼻音や、無声化母音などは定めて問題になるであらう。さうして、かやうな根本になる音それ自身の問題がきまらない以上は、標準語の発音符号の問題は何時までも決定しない。

次に、いかなる発音を標準的のものとするかが決定したと

しても、その音をどう見るかが問題になる。例へば、普通に長音といはれてゐるものを、或は「ー」を付けて、或はウ又はイを付けて表はすのは、之を一つの長い音節と見てゐるのであるが、之を、上の仮名と同じ母音の仮名を付けて書くのは(例へば、オオ・コオ・レエ・メエなど)、之を一つの長い音節と見て、それをそんな方式で書いたものとも見られるけれども、又一方、之を長音節と見ず、上の音に、それと同じ母音から成る一つの音節が附いたもの、即ち二つの音節と見たものとも解せられる。この二つの見方の中、どちらが日本語としての実際に合致するかが問題となるのである。

かやうな場合に主観主義と客観主義とのどちらに依るかによつて、相違が生ずる。例へば、その言語を用ゐる人々の意識に関係なく、実際に於て同じ母音が切目なく長く続けば一つの長音節であるとするのは客観主義の立場である。又、實際は母音が切れる事なく長く続くとしても、その音を発する人々の主観に於て一つのものとは意識せず、二つの音節として発した場合には之を二つの音と見るのは主観主義の立場である。もし客観主義の立場からすれば、「ホンモ」「ホンノ」「ホンガ」のンは、それ／＼mnriであつて、音としては、それ／＼別々の音と見なければならぬ。然るにこれらのンを何れも同じ音と見るのは、かやうな音の区別は我々日本人は之を意識せず、同じ音と考へるからであつて、その言語を用

ある人々の言語意識を基準としたもの、即ち主観主義の立場に立つものである。かやうな見方は、どちらも真実を得たものであつて、一を真とし他を誤とすべきではない。つまり、客観的事実と主観的事実と、どちらに重きをおくかによつて違ふのである。

前に私が、日本語の音単位としては音節を採るべきであるとしたのは、我々の言語意識に基づいたもので主観的主義の立場からである。所謂長音の場合に於ても、「通る」の「トー」は主観的にも客観的にも一つの長音節と見られるが、「戸」を「しめる」の「トオ」は、いつもその間に切れ目を置いて発音する事が無い故、客観的には一つの長音節と見る事が出来るが、主観的には「ト」と「オ」とは別のものと考へる故、二音節と見るが至当であり、「英国」の「エー」は主観的にも客観的にも一つの長音節であるが、「家へ帰る」の場合の「イエエ」のエエは、客観的には一つの長音節と見られるが、主観的には二つの音節と見られる。其他「飼犬」(カイイヌ)「鶉色」(トキイロ)のイイとキイも客観的には一つの長音節と見られようが、主観的にはそれ／＼二つの音節と見られる。「大きい」(オーキイ)のキイも亦主観的には二音節であると思はれる。(これ等の諸例に於て、右の如き音が我々の意識に二つの音節として感ぜられるのは、そこに意味の切目があるからである)

実際に於て、我々が言語の音を聞いてその言語を理解する

には、客観的の音が正しければよいのであつて、その音が直接人の発したものでなく、蓄音機やラヂオの出す音でも、鸚鵡や九官鳥の発する音でも少しも差支ない。しかし、その音を聞いてわかるといふのは、どうしてであるかといふに、我々の心の中に、その言語の音の観念が出来て記憶せられてゐるからであつて、現実に耳に聞えて来る音が、その音の観念を喚び起して之に伴ふ意味を想ひ出さしめる為である。もし聞手の心中にそんな音の観念が全然存在しないならば、言語の音を聞いて之を理解する事は絶対に不可能である。さすれば人々の心の中に存する音の観念は言語に取つては極めて大切なものであるが、その各個人の音の観念に於て、一つの長音節としてでなく、二つの音節の連続したものと意識せられてゐるとすればその主観的事実を重んじ、表音符号に於ても明かに之を示すのが至当であらうと考へる。私は国語の音を表音符号で表はす場合にも、主観主義の立場に基づくべき事を主張する。

私は発音符号をきめるに當つて主観主義を採り、我々の言語意識を重んじべき事を主張するのであるが、これは、決して客観的事実を軽んじ又は無視してよいといふのではない。前に述べた如く我々が普通同じ音と考へてゐるンも、実際に発する現実の音としては、場合によつて種々の違つた音になる。又ナの初の子音とアンナのンの音とは実際の発音に於て

は同じ音である。かやうな事もまた客観的事実として認識しなければならぬ。これは普通の言語意識を超えて一步を進めた認識である。さうして、かやうな点までも明かにしようとするには、音を音節に分解しただけでは不充分であつて、更に之を単音にまで分解しなければならぬ。さうして之を表はす表音符も、羅馬字や万国音声文字のやうな、単音を表はす符号でなければならぬ。国語音声の研究としては、かやうな客観的事実までも子細に検討すべきは言ふまでもなく、猶更に一步を進めてそれが我々の意識に如何に反映してゐるかを明かにしなければならぬが、しかしこれは、音節の性質や構造を明かにする為に必要な仕事であつて、普通の場合、殊に国語教授の如き実用を主とした場合に用ゐるものとしては、音節を表はす仮名式表音符で充分であらうと思ふ。勿論仮名式符号を用ゐても、客観主義の立場から、實際の発音をそのまま符号に書き表はして、例へば「ホンモ」「ホン」「ホンガ」のンをそれ／＼別々の形で書き表はす事も可能であるが、我々の主張する如き主観主義によれば、之を一様にンと書くべきである。その為實際の発音との間に不一致を来す事は事実であるが、しかし、本格的の言語教授は、唯その言語の形骸のみ真似させればよいのではなく、言語意識をも体得させるべきものであるから、實際の発音のみに忠実に、言語意識にそぐはないうやうな表音符の用法は、言語

の本格的学習を妨げる処があるものである。のみならず、ンの例の如き、場合によつて実際の音がかはるのは、その次に続く音に同化せられたのであつて（そこに我々がンをいかなる場合にも同一の音と意識する根拠がある）、随つてその次にどんな音が来るかを見れば、その実際の発音は明瞭になるのであつて（ナ行タ行音の前ではnの音となり、ハ行パ行マ行者の前ではmとなるなど）この点をさへ会得すれば、實際教授の上にも甚しい不便はなからうと思ふ。もとより、教授者の側にあつては、個々の音節が如何なる単音から成立つか、各の単音がいかなる発音器官の運動によつて発せられるか、同一の音がいかなる条件の下に種々の違つた音に発音せられるかなどの客観的事実についての徹底した知識を要する事は言ふまでもない。

七 文字言語と表音符

表音符が専ら音声を表現手段とする音声言語の教授や研究に有益であり有効である事は既に述べた所によつて明かであるが、上にも時々言及したやうに、表音符は又文字言語に於ても有用であり必要である。

文字言語は文字を以て表現手段とする言語であるが、言語である以上は必ず一定の音を有するものであつて、それは文字の読みとしてあらはれる。それは音読する場合は現実に耳に聞える音となつてあらはれて来るが、黙読する場合には耳

に聞える音としてはあらはれない。しかし、その場合にも、文字に伴ふ一定の音の観念は我々の心の中に存在するのであつて、さやうな観念が存在すればこそ、必要に応じて現実の音を発する事が出来るのである。もつとも或場合には、文字の意味はわかるが、その読み方を知らない事がないでもない。しかし、それでも、我々はその文字に一定の読みが無いものとは決して考へないのであつて、何かきまつた読み方があるが、自分はそれを知らないのだと考へる。さすれば、かやうな事實は、文字言語には必ず一定の音(即ち読み)を伴ふといふ原則を否定するものではない。唯、文字言語に於ては、音声は文字ほどの優位を占めてゐないと言ひ得るのみである(それ故、文字を唯観念を表はすもの、即ち意味をあらはすだけのものとする説には賛成することは出来ない。文字はやはり言語を表はすものである)。

又、文字言語は文字を表現手段とするものである故、文字を欠く事は出来ないけれども、いつも現実に目に見える文字がそこになければならないとは限らない。唯文字に書く事を予想しただけでもよい。例へば、二人が手紙の文句について相談する場合に「御返事無之候間」と書かうか「御回答に接せず候故」と書かうかといつたとすれば、その手紙の文句は唯音声として聞えるだけで、文字としては現はれてゐないのである(但し、文字に書く事は予想してゐる)。又手紙や文章を

読んで聞かせる場合には、そこにある文字言語は音声としてのみ相手に伝はる。

かやうに文字言語には必ずきまつた読みがあつて、それは現実に耳に聞える音声となり得るのであるが、その読みを正確に示すには、表音符号を用ゐるのが最便利で有効であると思はれる。

現代日本の文字言語は、普通には仮名ばかりで書くものと、漢字と仮名とをまじへて書くものと二つの種類があるが、各の語について見れば、仮名で書く場合と漢字で書く場合との二つに分けて見ればよい。一語を漢字と仮名とで書く場合もあるが(「思ふ」「靡かす」「恰も」など)、それは以上二つの場合に準ずる事が出来る。

仮名で書く場合は、現在に於ては、普通は歴史的仮名遣に従つてゐるが、仮名で書いた形と実際の発音との間になりに相違がある。相違があつても、両者の間に規則的なきまりがあれば読みを知る為に感ずる困難は少いのであるが、不規則な点も相応にある。例へば

ハ行の仮名は語の最初以外の位置にあればワイウエオと発音し、その中「ふ」がア段の仮名の下にある時は上の仮名と共にオーコーソー等の音になるのが一般のきまりであるが、その例外として

(1) 「あひる」(驚)「あふれる」(溢)「しばふ」(芝)「おも

ほす(思ふの敬語)では語頭でないのに「ひ」「ふ」「ほ」をヒフホと読む。

(2) 「あふひ」(葵)「あふぐ」(仰)「たふる」(倒)「あふり」(障泥)の「あふ」はオーと読まずアオと読む。

(3) 八行の仮名で初まる語が他の語の下に附いて複合語となつた時、その八行の仮名は時としてワイウエオとなり、時としてヒフヘホとなる。「ふぢはら」(藤原)「かぢはら」(梶原)「すがはら」(菅原)などは「ワ」「くりはら」(栗原)「すぎはら」(杉原)の「はら」(野原)などは「ハ」

かやうであるから、仮名で書いたものでも読み誤る虞がある。その正しい音を示す為には、表音符号を利用すれば完全に目的を達する事が出来る。

次に漢字に書いた場合には、漢字に種々の読方のあるものがあり、又読み方のわかりにくいものもある。之を明かにする為に、仮名を傍に附けてその音を示す方法が古くから行はれてゐる。之を振仮名といふ。これは相当有効な方法であるが、しかしその仮名は、仮名としては文字言語に於ける社会一般の正しい書き方(現今では歴史的仮名遣による書き方)に従ふのが普通であり又正当であるが、それでは、十分明かに発音を示し難い場合がある。例へば「櫃原」はカシハラかカシワラか明かでない「園生」はソノフかソノーかわからない。又

国語調査会式の表音的仮名遣によつても、「白兎」をシローサギと発音し、「黒馬」をクローマと発音する虞があり、又、振仮名に仮名の大小を区別するのは實際上殆ど不可能であるから、「赤土」をアカッチと読み、「規約」をキャクと読むのを防ぐ事は困難である。それ故、これも必要に応じて表音符号を用ゐて読方を示すのが有効適切な方法であらう。

既に前にも述べた通り、文字言語に於ては、文字の形は意味を解する為の拠処として最大切なものであるから、文字の形の統一は比較的保ち易いが、その読方は必ずしも常に意味の理解に必要でないから、とかく疎略にせられる傾がある。殊に我国の漢字の用法は甚複雑であつて、やゝもすればその読方を誤り、為に、同じ語が種々の違つた音の形をもつに至り、国語の統一を損ふ憂が少しとしない。それ故、文字の読方を明示して誤読なからしめる必要があるのであつて、その為には表音符号が甚有効であるといはなければならぬ。

もつとも文字言語の正しい読方は表音符号を用ゐる以外の方法によつても示せないではない。例へば現行の国定国語読本を見るに、その仮名の用法は世間普通の歴史的仮名遣に拠つてゐるが、下年級用のものに於ては、発音を表示する為に之に多少の変更を加へた所がある。例へば

イッテ イラッシャイマス アッチ コッチ
シャボンダマ ユックリ ケッシテ きしや

きっぷ かほぢゅう かへった

イッシャウケンメイニ ダイシャウ チャウダイ

ニンギヤウ セカイヂュウ りゅうぐう

かやうに、普通大字で書くものを小字にしたのは、大字に書いたものと音を異にするからである(但し「学校」を「ガッカウ」としたのは仮名遣まで改めてゐるのである)。

しかしかやうな方法で発音を示したところで、全部が発音通りになるのではなく、唯その一小部分にとどまる事は、次のやうな例でも明かである。

キレイ タラウサン ヒカウキ サウデス

オホゼイ タイソウ ヤウス

これ等は決して仮名の通りに発音するのではないが、その為に特別のしるしも附けてない。かやうな点で不徹底であるといふべきである。

しかしながら、この種のもでも特別の補助符号を用ゐればその発音を示すことが出来る。例へば、次の如き方法によれば促音とツの音、拗音シャとシヤの二音、拗長音シヨとシヤウの二音とを区別する事が出来る。

イラツツシヤイマス キーツプ シヤボン

イーツシヤウケンメイニ タイシヤウ

ニンギヤウ タラウサン タイソウ

又、次の如き方法によれば、二字で一音節を示すものとき

うでないものとを区別する事が出来る。

イラツシヤイマス キツプ シヤボン

イツシヤウケンメイニ タイシヤウ

ニンギヤウ タラウサン タイソウ

其他色々の方法があらう。しかしながら、この方法による時は、同じ仮名が場合によつて種々違つた音を表はすのは示すことは出来るが、左の例の如く同じ音に対して種々の違つた書き方のあるものは、それが同音である事を示すことは不可能である。

かーう かーふ こーふ こーう

くわーう (以上キョー)

けーふ けーう きーやーう

きーよーう(以上キョー)

右のやうな方法は、文字言語としての文字の正しい形と、その読方としての音声の正しい姿とを同時に示さうとしたものであるが、かやうな方法は、どちらから見ても不徹底なもので、音の同異も十分明瞭には示し難く、又、音を示す為にとつた手段を文字の正常な書き方と誤認せしめる虞があり、随つて文字言語を損ふ憂があるものである。それよりも、文字言語としての文字の形はそのままにしておいて、その音は別に表音符を用ゐて文字の傍にでも加へて示す事にすれば、文字言語の形を破らず、しかもその正しい読方を示すこ

とが出来るのである。

要するに我が国語に適した表音符号を定めて、国語の音を表示することは、音声言語の為には勿論、文字言語の為にも有用であつて、それによつて標準語の正しい発音と文字の正しい読方とが国民一般に普及すれば、国語の統一に資する所多大であらうと思ふ。

本稿は本年八月国語教育学会夏期講座に於ける講演の覚書を基礎として改訂増補を加へたものである。表音符号の問題を、主として国語教育の方面から説いたのはその為である。

(昭和十五年十月記)

十八 仮名遣の本質と歴史的仮名遣

遣
(昭和十六年四月)

安藤 正次

『文学』(昭和十六年四月号)に発表されたもので、歴史的な仮名遣い(安藤のいわゆる復古的仮名遣い)の文字映像が現代人の音声言語と直接提携するものとなりえていないことを述べ、これを音声言語と一体となったものに改める必要があることを説いたもの。安藤正次(一八七八—一九五二)は国語学者で、台北帝国大学総長、東洋大学長。国語審議会委員、同会長。

一

わが国における国語・国字問題の多くは、明治初年以來の懸案に属する。その解決を要望する声は、国運の飛躍期ごとに新に高まるを常として、一起一伏、今日に及んでゐるが、解決の前途は、なほ見透しがつかない。しかるに、八紘一宇の理想の下に、東亞共榮圏の指導者として、躍進の途上にあるわが国現下の情勢において、こゝにまた、国語・国字問題が、重要な文化的意義を有するものとして、識者の注意する

ところとなり、それが、過去のいづれの時代におけるよりも力強く、朝野を動かす勢を示してゐることは、まことによろこばしい。おもふに、国運の飛躍期ごとに、国語・国字問題に關する論議が一時の盛を極めるやうになるといふことは、畢竟、機運の進展に即応して、旧來の伝統の上に清新な文化を創造しようとする、熱烈な国民的意力の一つのあらはれにほかならないのである。国語の旧体制に対する咨嗟の聲は、決して、単なる革新を要するがためのものではない。国語に愛着を感じるがために、国語の純正を希ふがために、国語の伝統を尊重すると共に、国語の發達を庶幾するがために發せられるそれなのである。一部の人々はいふ。それは衆愚の聲である。衆愚か衆智か、しばらくこれを論外に措く。われわれは、常に、時を異にして、それが繰返されるのを聞く。われわれは、そこに、咨嗟の誠実性を信ぜざるを得ない。われわれは、そこに、咨嗟の因つて來るところの深いことを思はざるを得ない。智者にもまた惑なしとはいひ難い。智者たるもの、宜しく象牙の塔を出て、野に満つる声を聞くべきである。

しかしながら、一國の言語・文字に關する問題は、輕率な解決に委せられるべきではない。まづ、問題の本質を明らかにし、次いで、慎重な調査と周到な方策とを以てこれに臨まなければならないことはいうまでもない。この用意において欠

けるところがあれば、かへつて、国語・国字の混乱を来し、悔を千載にのこすことにもならう。国語・国字に関する新体制を要望する動機がいかに国語愛に本づくものであり、また、これを期待する声がいかに野に充ち満ちてゐようとも、その問題の本質が、国語・国字の特性から見て、国民文化の性格から見て、問題としてとりあげるべきものでない場合には、われわれは、断乎これを斥けなければならぬ。

わが国語・国字問題のうちで、過去において、もつともはなばなしい論争を展開させて来たのは、仮名遣問題であるといへる。改定論者は、主として、従来の仮名遣は、教育上勞が多くして効が少いといふこと、仮名遣は、要するに、言語表記上の準則に過ぎないものであるから、時代の推移と言語の変遷に伴つて、これに改定を加へるのは当然であるといふこと、これらの点に重きをおき、反対論者は、従来の仮名遣が学習上困難であるといふのは、教授法がその宜しきを得ないからである、従来の仮名遣は国民的伝統に本づいてゐる国語の正しい表記の準則である、わが国語はこれによつて国語としての生命を有してゐるのであるから、これを改めるのは、国語の伝統を破壊することである、何故に改定しなければならぬかといふ確たる論拠もないではないか、便利主義・簡易主義で、国語・国字問題を解決しようとするのはよろしくないといふ主張する。両者の論争は、二つの平行線上をちがつ

た方向に走行してゐるやうなものである。今、仔細にこれを検討するに、一方では、従来の仮名遣は、教育上勞が多くして効が少いといひ、一方では、それは教授法が宜しくないからであるといふ、かういふのは、畢竟、水掛論に終るに過ぎないから、しばらくこれを高閣に束ねておく方がよいかと思ふが、こゝに一つの注目すべき問題がある。それは仮名遣の本質に関するものである。すなはち、それは、仮名遣といふものが、単なる言語表記上の準則に過ぎぬものであるか、或はまた、これが国語の伝統と不可分の關係に立つものであるかといふことである。世の仮名遣を論ずるもの、多くはこの根本を明らかにせず、或は、仮名遣は、単なる言語表記上の準則に過ぎないから、言語の変遷と共に仮名遣のあらたまるべきのは当然であるといひ、或は、仮名遣は、国語の伝統と不可分のものであり、国語の神聖はこれによつて保たれてゐるものであるから、これをあらためるのは伝統の破壊であるといふ。いづれも、与へられたものとしてこれを取扱ひ、何故にそれが然るかの本質論的検討をゆるかせにしてゐるのは遺憾である。わたくしは、今、「歴史的仮名遣批判」といふ題目の下に一文を徴せられたのを機として、少しくさういふ方面からの批判を試みようと思ふ。

二

仮名遣といふものは、原則的には、言語を仮名で書きあら

はす場合の準則であるといへる。しかし、わが国で普通に仮名遣といはれてゐるものは、もつと限定された意味をもつてゐる。これを明らかにするためには、まづこゝに、一応音声言語と文字言語との関係を説明しなければならぬ。

音声言語といふのは、われわれが口にし耳にする、主として音声に依存する言語であり、文字言語といふのは、われわれが筆にし目にする、主として文字に依存する言語である。言語が音声による思想の表現であるといふ点から見れば、音声言語こそは言語の本体であるといへるのであるが、文化社会において、文字の用が発達して来ると、われわれの言語生活は、音声言語と文字言語との二本建てとなる。もとより、文字が言語を書きあらはす記号として用ゐられるやうになつた最初の時期にあつては、文字の言語に対する関係は従属的のものであり、文字は一種の記号的存在たるに過ぎないから、文字言語といはれるやうなものは、まだあらはれて来ない。しかるに、音声言語は、元来、口に語られ耳に聞かれる一瞬時の存在をもつものたるに過ぎず、かつ、時・処・人を異にするにしたがつて、発音においても、聴取においても、かならずしも同一であることを期し難いから、われわれは、いかなる符号を用ゐても、如実に一々の音声言語を書きわけることが出来ないのである。もつとも、発音上・聴取上における差異といふものは、それが相互の理解

を妨げぬ程度のものであれば、さしたる問題とはならぬのであるから、これは考慮のほかにおいてもよいのであるが、その普通の言語意識に上る程度のものにあつてさへも、これをそのままに書きわけることはむづかしい。まして、文字なるものは、本来、さういふ特殊の意図をもつて案出されたものではないから、文字によつて、音声言語を書きあらはさうとするには、どうしても、或種の妥協的制約の下においてでなければ、その目的を達することが出来ない。仮に例をあげれば、ハの音やナの音について、実際の発音を仔細に聴きとると、それにはいろいろの変異のあることが注意されるにしても、大体において、ハの音と聞かれ、ナの音と聞かれるものは、ハといふ文字、ナといふ文字でこれを書きあらはす。そのハの音とナの音との結びついたハナにあつても、この一聯の発音が、時・処・人によつて多少の異なるところがあつても、大体においてハナと聞かれる限り、これをハナと書きあらはす。かういふやうにして、目に見えない音声、一瞬時の存在に過ぎない音声言語が、文字によつて、目に見えるものとなり、恆久的の性質をもつ存在となる。しかもまた、文字による書記の制約が、社会的に固定して来れば、これが、その社会に属する人々の発音意識・言語意識に、著しい影響を与へる。これは、われわれの言語中枢のはたらきが、常に概念・視覚・聴覚・書記・発音のそれぞれの中核と密接な関

をもつて居て、それらの中枢のいづれかに欠陥があれば、その結果が言語障碍症となつてあらはれて来るといふ事実のうちにも見出されるのである。音声言語によつて、或言葉を語り、或言葉を聞く。さういふ場合にも、われわれは、常に文字言語を聯想するのである。文字言語によつて、或言葉を読み、或言葉を書く。さういふ場合にも、われわれは、常に音声言語を聯想するのである。これは一例に過ぎないが、かういふ關係が成立つて来ると、文字言語は、音声言語に対して、対立的の地位を占めるものとなる。この対立が平衡を失はない限り、文字言語と音声言語とは、密接な聯関を保ちながら、相提携して、言語の大道を行く。この場合には、仮名遣といふやうな問題は、發生の余地がないのである。

しかしながら、これを、わが国についてみる。さらでだに、音声言語は変化しやすく、文字言語は固定しがちで、ともすれば両者の平衡が失はれようとするのに、さらにこれに拍車をかけるものがあつた。それは、わが国の文字が、仮名と漢字との二元的であることである。これは、わが國語における文字言語を取扱ふに當つて特に注意を要する点であるのに、従来とかく輕視されがちであつたのは、おもふに、西洋の言語學説がそのまゝにとり入れられてゐたためであるかも知れない。欧米にあつては、文字といへば、アルハベットだけであり、一元的である。故に、文字言語といへば、アル

ハベットで書かれた言語、アルハベットで書かれる言語である。しかるに、わが國にあつては、これが、仮名によるものと、漢字によるものとの二つにわかれる。オヤといふ音声言語に対する文字言語は「おや」でもあり、「親」でもある。學習の課程においては、まだ仮名を学び、次に漢字を学ぶことになつてゐるから、やゝもすれば、この關係は誤認され、漢字は第二次的のものやうに思はれるけれども、普通人の言語生活においては、この両者は、相並んで、われわれの脳裡に、文字映像として刻みつけられてゐるのである。しかのみならず、漢字が夙くからほとんど全面的に進出して来た自然の結果として、オヤといふ言葉を語る場合、オヤといふ言葉を聞く場合に、われわれの聯想は、「オヤ」といふ仮名よりは、「親」といふ漢字の方に傾く。これは、漢字が文字言語の主要な地位を占め、文字言語の大部分が漢字言語であるやうになつて来てゐるからである。仮名が主要な地位を占めてゐた時代においては、全面的に、仮名による文字言語すなはち仮名言語が有機的にはたらいてゐた。したがつて、一方では、それが音声言語を統制する力をもち得ると共に、一方では、音声言語との關係において、新たな展開を示してゐた。夙に音便現象が文字言語にあらはれてゐるが如きは、その有機的展開の一例である。もし、かういふ時代が長くつゞいて来たならば、転呼音とよばれるやうな音現象をはじめ、時代によつ

て音声言語の上にあらはれて来たと考へられる、他の変化の種々相もまた、仮名による文字言語にとり入れられる機会をもつことが出来たであらうと思はれるが、前に述べたやうに、漢字が仮名にかはつて、文字言語の主要な地位を占めるやうになつたので、わが文字言語の有機的展開は、著しく跛行的のものとなつたのである。

言語を仮名で書く場合の準則すなはち仮名遣が要求されるやうになつたのは、常時の人々の上に、仮名による文字言語が有機的にはたらかなかつた、換言すれば、当時の人々がはつきりした仮名言語の映像をもち合せてゐなかつたがために、言語を仮名で書く場合にその適従するところを知らなかつたからである。この状態はかなり久しくつゞいて来たのであらう。下官集のうちに、況且当世之人所書文字之狼藉過_三古人之所用来_一心中恨之とあるが、これは、かならずしも定家の時代にはじめて起つた現象ではなかつたのであらう。しかして、これは、仮名言語の有機的展開が夙く停顿した当然の結果にはかならない。有機的展開の停顿が、仮名言語の固定と解体となつてあらはれたのである。仮名言語の多くはずでに過去のものとなつてしまつた。「置く」が「おく」、「八重桜」が「やへざくら」、「行方」が「ゆくへ」、「萩」が「をぎ」と書かれるといふことは、すでに過去の事実として、文献にその形骸を存するに止まり、これらは仮名言語としての現実の生命を

失つてしまつてゐるから、音声言語との有機的聯関が保たれない。したがつて、「おく」と「をく」、「やへざくら」と「やえざくら」、「やゑざくら」、「ゆくへ」と「ゆくえ」・「ゆくゑ」、「をぎ」と「おぎ」のやうな、いろ／＼のものが書かれるやうになり、仮名言語の体制は、ほとんどくづれて来たのである。かういふ文字の狼藉は、漢字によつて言語を書きあらはす場合には、さして感じられない。それは、用言の活用語尾や助詞などの一部分にあらはれるに過ぎないからである。しかし、仮名文や和歌を書く場合には、これが痛切な問題となつて来る。仮名遣が、さういふ方面の人々によつて、まづとり上げられるやうになつたのは当然である。

定家・親行・行阿等が仮名遣を定めるにあつて、何に準拠をもとめたかは明らかでないが、少くとも、いはゆる定家仮名遣を独断的のものであると見た従来の説は再検討を要する。山田孝雄博士が説かれてゐるやうに、定家・親行の仮名遣は、主義として古来および当時の用例によつたもの、行阿の増補も古来の慣例に準拠したものであるといふのが、おそらくは、妥当の見解であらう。(国語学史要参照)もしさうであるとするれば、このうちに矛盾や不合理が含まれてゐるにしても、それは、「標準としたものが正しくなかつたといふ点」に帰せられるのであつて、いはゆる定家仮名遣もまた、根本の主義においては、後のいはゆる歴史的仮名遣のそれと一致す

るものがあるといふことが出来る。要するにこの種の仮名遣は、漢字言語の勢力に圧倒されて、その有機的展開が停顿した旧来の仮名遣の復活を目ざしたものにはほかならない。

いはゆる定家仮名遣は、どれだけの範囲において旧来の仮名遣を復活せしめ得たかといふに、それは和歌・和文・連歌・俳諧といふやうな限られた分野に止まつてゐたのである。国民一般の實際生活は、これに与らない。音言語と漢字言語との間にはぐくまれて発達すべき筈の、新時代に即応する新しい仮名遣は、なほ胎生期にあり、したがつて、一般社会人は、仮名で言語を書きあらはすべき準拠を自己のうちに見出し得なかつたのである。この状態は、いはゆる歴史的仮名遣が勢力を得るやうになつた時代においても同様であつた。

三

いはゆる歴史的仮名遣は、契沖にはじまりその以後の国学者によつて大成せられた、言語を仮名で書く場合の準拠であるが、その歴史的といはれる所以は、この仮名遣の準拠が、国語の歴史的事実のうち存しているといふ意味からであらう。しかし、実は、この仮名遣は、その準拠を、国語の歴史のうち、或時期における仮名遣にもとめたものであり、わたくしをしていはしめれば、これは、過去の或時期における仮名遣の復活を意味するものであるから、歴史的といふ

よりは、復古的仮名遣といふ方が、その実にかなふのである。この意味において、以下、わたくしは、復古的仮名遣の名称を用ゐることにする。

前に述べたやうに、世に定家仮名遣といはれるものは、その準拠をもとめるに、古来の慣例に重きをおいたが、また当時の用例をも参酌したのであるから、この方がむしろ歴史的の名にふさはしい。しかし、それはともかくも、この仮名遣にあつては、その主たる準拠となつた古来の慣例なるものが、比較的新しい時代のものであるらしく、したがつて、その準拠は、必ずしも、万葉・古今などのそれと一致しない。定家当時の用例によつて決定された準拠が、古格にたがふところのあることはいふまでもない。それを是正する意味において、国学者によつて考定されたのが復古仮名遣である。復古仮名遣の準拠その他については、今特にこれを詳述する要を見ないが、この復古仮名遣の研究が奈良朝および平安朝初期の人々のもつてゐた仮名遣の意識を仔細に闡明した功績はまことに多大である。しかし、後代人が、何故に、この仮名遣を遵奉しなければならぬかといふ理論に至つては、これらの研究者の説くところ、いづれもわれわれを首肯せしめるに足りない。多くはこれ、その尚古思想に本づいたものに過ぎないからである。古代の国語は純正であつたが、後代の国語は猥雑である。古代の言葉づかひは雅やかであつたが、後

世の言葉づかひは訛つてゐる。古の世にあつては、言文一途、仮名遣が正しかつたが、後の世になつては、言文二途にわかれ、仮名遣が乱れて来た。われわれは、純正雅馴な古の時代に理想をおき、言文のわかれなかつた時代の正しい仮名遣を規範としなければならぬ。かういふのが、その説くところであつた。しかし、これらの所説は、擬古文学に関心をもつ人々、古代人と同様な言語生活を営まうとする人々に対してのみいはれるべきことである。言文一途の時代に仮名遣が正しかつたのは、音声言語と仮名言語との密接な提携が保たれてゐたために、仮名言語が十分にその有機的機能を發揮したからであることは、前に説いた通りである。言文がわかれた時代に仮名遣が乱れはじめたのは、仮名言語の有機的展開が停頓したためであることも、前に述べた通りである。しかるに、単に仮名遣の事実の究明のみによつて、これを古に復さうとするのは、いはゆる転日回天を期するが如き類である。現代において復古的仮名遣を主張する論者の多くは、この仮名遣は伝統的のものであるから、これを改めるのは、伝統を破壊する、ゆゑしき大事であると説く。いかにも、現代のわれわれが、現に「扇」・「顔」・「声」・「候」などの音声言語に對して、「あふぎ」・「かほ」・「いふ」・「さふらふ」といふ仮名言語の文字映像をもつてゐるのならば、これを改めるのは、伝統の破壊といふことにもならう。しかし、国民の多くは、

これらの言葉が仮名で書かれる場合に、「扇」が「あふぎ」・「おうぎ」のいづれであらうとも、「候」が「さうらふ」・「さうらふ」・「そうらう」・「そうろう」のいづれであらうとも、あへて注意しない。無論、復古的仮名遣もよくわきまへてゐない。しかるに、これらの言葉を書きあらはす文字をあやまる時には、たゞちにその注意を惹く。かういふ現象は、現代のわが国民の多くが、仮名言語を明確に把握してゐないことを事實において証明してゐるといへる。わたくしは、むしろこれこそは伝統の頹廢であり、わが國語の發達のために憂ふべきことであると考へてゐる。この欠陥は、仮名言語における新体制の樹立によつてのみ匡救し得られる。仮名言語における新体制の樹立といふのは、仮名によつて國語を書きあらはす、新しい準則すなはち新仮名遣を設定し、仮名言語をして音声言語と表裏一体たらしめ、今まで漢字言語によつて圧倒されて来た仮名言語の勢力を挽回し、その有機的展開を可能ならしめることを意味する。何故に復古的仮名遣が現代の準則たり得ないかといふに、それは、言文が二途にわかれて以來、音声言語との遊離すでに久しく、したがつて、それによる仮名言語は、容易に現代の音声言語と表裏一体たり得ないからである。この点から見て、わたくしは、國語の將來のためにも、過去のものはこれを過去のものたらしめ、新しい時代に即応する体制の樹立をはかるのが、眞の意味における伝

統の尊重であり、伝統の創造性を發揮する所以であらうと考へる。いふまでもなく、この新しい準則なるものも、古来の慣例を無視して制定されるべきではない。それは、国語の性格に適應し、国語の歴史に依存するものでなければならぬからである。その意味において、新仮名遣の制定は、旧仮名遣の改定であるともいへる。

世には、かくの如き新仮名遣の制定を、欧米における綴字法の改善と対比して論じようとする人がある。これは、わが復古的仮名遣の性質の誤解に本づく謬見である。復古的仮名遣にあつては、過去の時代における文字言語がその背景となつてゐるのである。しかるに、欧米の綴字法は現行のものである。仮に或論者のいふが如く、それが教育上に強制され、それが部分的ながらも実際に襲用されてゐるといふ意味において、復古的仮名遣を現行のものであると見るにしても、復古的仮名遣と欧米の綴字法とは、音声言語との聯想關係において、大に趣を異にするものがある。わが国民の大多数は、概して、音声言語とこの仮名遣による文字言語とを直接に聯想しない。これは、日常の文書には、漢字が多くこれに代つて用ゐられてゐるからであり、また、仮名書きの古典的字形は、日々親しみ馴れてゐるものではないからである。しかるに、英語の knight 仏語の temps の如きは、實際の発音とは異なる書きあらはし方ではあるが、これが、それらの言葉

を書きあらはす現行の唯一の綴字法であり、また日々親しみ馴れてゐる唯一の字形であるから、欧米においては、音声言語と現行の綴字法による文字言語との聯想は直接的である。したがつて、欧米においては、綴字法にたとへ不合理の点があるにしても、これを改めるといふことは、せつかく緊密な聯関をもつてゐる音声言語と文字言語との表裏一体感を打破することになる。綴字法改善運動が欧米において容易に成功しないのは、これが伝統の破壊として斥けられるからであるが、これを伝統の破壊として斥ける所以も首肯せられる。しかし、彼此趣を異にするところ、大体かくの如くであるから、彼において首肯せられる点が、此においてまた然りといひ難い。

以上述べ來つたところを顧みれば、わたくしの批判は、わづかに歴史的仮名遣の一端に触れたるに過ぎない。なほ論ずべき点は多々あるが、しばらくここに筆を擱く

昭和十六年三月稿

十九 仮名遣改訂案について

(昭和十六年四月)

有坂秀世

『文学』(昭和十六年四月号)に発表されたもので、臨時国語調査会の「仮名遣改定案」の条項のうち、合理的でないと考えられる点二、三を指摘したもの。有坂秀世(一九〇八—一九五二)は国語学者。

先年臨時国語調査会に於て決定された仮名遣改定案は、言ふまでもなく表音主義の上に立つものである。従つて、仮にこの案を標準的なものとして公定し、之を世に行ふとなれば、従来の所謂歴史的仮名遣に慣れて来た大多数の人々にとつては、かなりの迷惑であつて、一時は非常の混乱不統一を生ずべきことは疑無い。併し、兎も角も文字と音との一致は出来る限り望ましいことであるし、又一時の混乱の後に新しい一層合理的な統一が齎されるものならば、寧ろ大いに喜ぶべきことである。但し、その新しい統一が果して何時到来するか、又当然経過すべき大混乱が、終に回復すべからざる程の大損害を社会に与へるやうなことがありはしないか、などと

いふ風な實際問題については、私は未だ研究を積んで居らず、従つて責任ある見解を述べることが出来ない。ただ、仮に表音主義の仮名遣を實行するとすれば、どのやうなものが望ましいか、といふ仮定的な立場に於て、先年の仮名遣改定案の若干の点につき卑見を述べて見たいと思ふ。

国語の表記に関する通則第七条「国語のオ列長音はオ列の仮名に『う』をつけて書く。」第十条「国語のオ列拗音の長音はオ列拗音の仮名に『う』をつけて書く。」字音の表記に関する通則第四条、第六条。以上の四箇条について問題となるのは、母音の「長音」の觀念である、長い母音は、発音上には實際いくらも現れて来る。(神戸[ko:be]鉄橋[teki:jo:]など。)併し、我々東京人の音節意識からいふと、この[ko:]や[kjo:]は、主観的には(ko)(kjo)のやうに二音節であつて、それが現実の発音の上で無意識的に融合して[ko:] [kjo:]となるに過ぎない。故に、表音仮名遣としては、当然「こお」「きょお」と記さるべきものと思ふ。「こう」「きょう」のやうに「う」を用ゐることは、従来の歴史的仮名遣で見慣れた形式への執着の結果に過ぎず、實際の言語意識とは一致しないのである。

次に、「えいせい」(衛生)「ていねい」(丁寧)などのやうな場合の「えい」「せい」「てい」「ねい」の仮名遣が、旧のまゝ据ゑ置かれたのは、結構と思ふ。何故なら、(e-e-se-e) (te-ne-e)

のほか、(e-i-se-i)(te-i-ne-i)といふ形も亦現に行はれてゐるからである。固有の国語(国語の表記に関する通則第六条参照)の中でも、「かれい」(鰈)「めい」(姪)などは、字音の場合と同様に扱つて宜しからう。併し、全然(ㄱ)の形を持たない所の「姉さん」「ええ」(感動詞)「ねえ」(同)の類までも、やはり「ねいさん」「えい」「ねい」と書かせることには、果して何の理由があるのであらうか。

国語仮名遣改定案第一「『ゐ』『ゑ』『を』は『い』『え』『お』に改める。ただし助詞の『を』を除く。」「第三「『わ』に発音される『は』は『わ』に改める。ただし助詞の『は』を除く。」「第七「『え』に発音される『へ』は『え』に改める。ただし助詞の『へ』を除く。」「そのもそも、仮名遣問題が今日に至るまで世間で比較的等閑視され得たことの原因の一つは、主要な語詞の大部分が漢字で書かれてゐることである。然るに、助詞の「を」「は」「へ」の如きは、極めて頻繁に用ゐられるものであるが、必ず仮名で書かれる。それ故、我々にとつては、「を」「は」「へ」のやうな文字の形が記憶に染み通つてしまひ、今更他の形に改めることが至難と感ぜられる。これ、先年の仮名遣改訂案に於ても、助詞の場合に限つて除外例を設けられた所以であらうと思ふ。

併しながら、表音仮名遣の精神は、単なる合理主義ではなく、在来の陋習を破つて、新しい良習慣、良伝統を作ること、に在るべきである。既に従来の歴史的仮名遣を捨てて表音仮

名遣を強行する以上、一時の混乱や不統一は覚悟の上でなければならぬ。新しい統一はその後にこそ来るべきである。

助詞の「を」「は」「へ」も、将来「お」「わ」「え」と書くことが一般の習慣になつてしまへば、「お」「わ」「え」と書いてあるのを見ても、をかしくも何ともなくなる。故に、改定案が特に助詞の為に設けた除外例は、畢竟無益のものと思はれるのである。否、助詞の「を」「は」「へ」を「お」「わ」「え」と書改める程度の改革すら決行する勇氣が無い位ならば、いつそ不徹底な変改などはやめて、純然たる歴史的仮名遣の立場にとどまるがよいのである。

人或は右の除外例の設置を、過渡期に於ける暫定的な対策と称して弁護しようとするかも知れない。併しながら、国民にとつて何よりも迷惑なのは朝令暮改である。私が当局者に望みたいことは、すべて改革は徹底的なるべく、充分の準備と不動の決意とが成つて後に、始めて断行されたいといふことである。

権威ある百年の計が確立されるまでは、従来の通り歴史的仮名遣でやつて行く方が、寧ろ弊害が少からうと思ふ。

二十 字音かな遣ひあらたまれり

といふを聞きて(昭和十七年九月)

吉川 幸次郎

『国語国文』(昭和十七年九月号)に発表されたもので、昭和十七年七月に国語審議会が「新字音仮名遣表」を答申したことに関連して、古典を尊重することと現代の仮名遣いの問題とは別の問題であることなどを述べたもの。吉川幸次郎(一九〇四〜一九七九)は中国文学者で、京都大学教授。国語審議会委員。

おのれ唐のまなびに心よせてより、開きて読むも筆とりて書くもたゞ唐ふみばかりにて、十年あまりを経しほどに、みくにことのうへなるくさぐさの掟、みないとおろそかになりぬるうちにも、唐もじのとなへざまとて、先づ世の人の定めたまへる字音仮名遣ひといへるわざは、わが名幸次郎といへるさへ、いかゞしたゞむべきか定かならずなりぬ、一とせ神田喜一郎ぬしの父君みまかり給ひける折、おのれは東京へまゐるべきことあり、したしくとぶらひまゐらせむすべもなきまゝに、駅より電報うちてやるに、ヨシカハとまでは心得

つ、また郎の字は唐音 lang にて陽唐の類なれば、ラウなるに定まれり、さて幸の字はいかゞあるべき、唐音は shing にして庚清の類なり、陽唐の類にはあらざれば、おほかたコウならむと、おしはかりにてしたゞめつ、程へて字書どもあらためぬるに、庚清の類もみなア段の仮名なりければ、始めておのが無学を恥ぢけり、

かくおろかなるおのれにはあれど、古き仮名づかひ改まりぬると聞けば、古きものゝすたりゆくを惜しむ心あり、またかくなれるを便りよしと思ふ方もあり、おほかたは便りよしとおもふかた多し、そはひたぶるにおのれ無学なるゆゑにはあらず、さ思ふ仔細べつにあり、そも仮名づかひといふは、いにしへのとなへざまを、そのまゝに仮名にうつしたるなるべし、さればこの掟を守るは、いとゆかしきに似たれども、今の言葉の古と異なるは、ひとりとなへざまのみにあらず、もろくの言葉のさま皆すでにうつれり、テフとなへしをチヨウとなへ、ホンタウとなへしをホントウとなふるは、となへざまのうつりしなり、コテフといひしをテフテフといひ、ムベといひゲニといひしをホントウニといふは、言葉のうつれるなり、かくよろづのさま古とはうつれるに、たゞ書きざまのみ古のとなへさまをうつすは、さまでよしあることゝもおほえず、ことにこのわざわらべたちに授けんには、便りあしきかた多かりなんかし、わらべたちは古の言葉

のさまも知らず、またいにしへの言の葉いと異なれりとも
わきまへざるに、などこのわざの心にしみなむや、まして今
の世の言の葉は、さらにまたおしうつりて、チヨウチヨとい
ひホントニといふ、はかなきさとびごとにはあれど、はかなき
まゝにあはれなるふしあるを、古きかなづかひ守るのみにて
は、うつすべきすべなからむ、おのれ新らしきかなづかひ便
りよしと思ふは、かゝるふしあればなり、かの西洋のふみの
つよりさまも、となへさまのごとくにはあらねば、となへざ
まのごとしたゝむるはあしといふは、かへりて大和ごころに
あらずかし、

新らしき仮名づかひにては唐音まなぶにたよりあしといふ
人あらむ、されどこはさまでゆゝしきことならず、古き字音
の仮名も、もろこしの音の姿を寫したるものにはあれど、も
ろこしの音の姿はいとさはにして、開斉合撮と折れまがりた
るに、みくにの音は少くしてすなほなれば、たゞおほよそを
写したりと覚し、おのれむかし第三高等学校にありしころ、
源氏の源はもとぐゑんなりきと、阪倉篤太郎大人のさとした
まひしが、げに愚袁切といふよりすれば、ぐゑんなるべし、
ざるをこの仮名いつかすたれて、前の仮名づかひにてもその
沙汰なし、また閉口の韻の侵覃塩咸もシムタムエムカムには
あらで、真単煙間とおしなみにシンタンエンカンなりき、前
の仮名づかひ知ればとて、唐音まなぶにさして便りよしとも

おもほえず、おのれ唐音をまなぶに仮名づかひにたよりしこ
となし、こは世の唐まなびするものにたゞしたまひても、お
ほかたは同じかるべし、

また古き仮名づかひすたりぬれば、みくにの古きふみ読む
にたよりあしく、古きふみ読むことおのづからおろそかにな
りゆかむとのおもんばかりあらむ、まことさもありなむに
は、これゆゝしきことなり、さはれ便りあしといふは、まこ
とにたよりあしきにや、よろづ言葉のさますでにおしうつり
ぬるに、仮名づかひのみ古きとなへさまに従ひてしたゝめぬ
とて、古きふみ読むこといとたやすかりなむや、上つ世のふ
み読むことかたしといはゞ、古き仮名づかひ守るともかた
く、たやすしといはゞ、古き仮名づかひ守らずとも、たやす
かりなむ、おのれひそかに思ふに、古きふみ読むことおろそ
かになりゆくは、仮名づかひの古き新しきにはかゝはらじ、
古き人の心のさまは古きふみ読みてこそ知るべきに、世の人
このことわりをさとらざるが故なり、鈴の屋の大人のさとし
ごとのごとく、およそ人の言と心と事とは相かなへるもの
に、古き心のめでたきは、しらべよき古き言の葉のうちにと
そあるに、今の世の人は、古きふみのたふとさを口にはとけ
ども、このことわりをさとらざるが故に、あらずひ読むは
何々の研究しかくの論と、すべて古きふみのたゞおほよそ
をこちたく、今の言葉にいひかへたるもののみにて、古きふ

みをそのままに読むわざは、なか／＼におろそかになりぬ、まづ改むべきはこの習ひにこそ、この習ひまづ改まりぬれば、たとひおのが言の葉は今となへさまのまゝにしたゝむとも、古きふみ読むことすたるべしやは、またかくて古きふみのうちにて古き仮名づかひをさとらば、たとひ上つ世の人のごとくなふることはかなはずとも、上つ世のとなへさまはかくこそありつれと、深く心にしみてさとりなむ、かゝるすぢよりいはず、おのれはわらべたちの習ふわざにも、ふるき文さし加へたく思ふなり、今のわらべたちの習ふわざのすべて今の人のおふみのみなるぞ心得ぬ、なかにはいにしへごとをときたるもあれど、それもみな今の人のおふみなるを、かくては古人のこゝろ知りがたくなむ、今のふみ一わたり修めたるうへは、古きふみ授けむこそよけれ、ことに歌は人の心をたねとして、ことばみじかく心ふかし、それにたやすきふみどもさし加へてさづけなば、いかばかりめでたかりなむ、そはむつかしきわざなりといふは、例のおとなたちのおしはかりなり、ふるきふみ書ける人はみな今の子らのおやにて、

今の子らはみなそのうまごなるに、すく／＼と伸びゆく若竹の、などさばかりのことにたわみてむや、小学校の国民学校と改まりぬるはよし、その八年に改まりぬるもよし、やまと歌の一つをもさづけずして、国民学校といふぞあやしき、

たゞこの道おこなはれむためには、みくじること定かにまな

びたる人あるべし、さるを世の学者のおほむねは世の中のならひになびきて、何がしの論しかぐの研究と、こちたき沙汰のみうるさきぞうたてき、ひとりわが西京の国学は、学士たちみな古きふみまめやかに読み、言葉にこもれる心のさまあきらむるをむねとし給ふ、いとたのもしくめでたくなむ、から文にいはいゆる中流の砥柱とやいはむ、あはれこの道あとしたえずば、仮名づかひ改まるとも何かはあらむ、唐うたに風雨凄凄、鷄鳴啾啾といへるに思ひあはせて、おのれ読みでたる歌にはあらねど、

風ふけばおきつ白浪たつた山

よはにや君がひとりこゆらむ